

社会医療法人について

1 社会医療法人制度の趣旨

医療法人のうち、一定の要件を備えた医療法人を社会医療法人として認定し、救急医療、災害医療、へき地医療など、特に地域において必要とされる公益性の高い医療の実施を義務づける一方で、収益事業の実施を認めること等により、当該医療法人の経営の安定化と地域医療の強化を図るものである。

2 社会医療法人の認定要件

県の医療審議会で審議を経た上で、愛知県知事の認定を受けることが必要である。認定を受けるためには、公的な運営要件⁽¹⁾を満たすほか、地域の中核的な医療機関として、

*** 救急医療 * 災害時医療 * へき地医療 * 周産期医療 * 小児救急医療**

のいずれかを、実施していなければならない。

また、その場合には、構造設備、業務執行体制、当該業務の実績等、告示に掲げる基準⁽²⁾に適合しなければならない。

1 公的な運営要件

< 医療法人の運営に関する要件(一部抜粋) >

理事の定数は6人以上とし、監事の定数は2人以上とすること。

同族役員の制限(1/3以下)。

社員、評議員、理事等医療法人の関係者に対し、金銭や施設の貸付など特別の利益を与えないこと。

< 医療法人の事業に関する要件(一部抜粋) >

社会保険診療に係る収入金額が、全収入金額の80%を超えること。

自由診療に係る金額が社会保険診療報酬と同一基準により計算されること。

2 医療の実績に関する基準

< 救急医療の基準(一部抜粋) >

当該病院における夜間等救急自動車等搬送件数が、直近3年間の平均で750件以上あること。

< へき地医療の基準(一部抜粋) >

当該病院における、へき地診療所に対する医師の延べ派遣日数が、直近の1年間に53人日以上あること。

3 社会医療法人の利点について

法人税の課税免除を受けるほか、一般的な医療法人には禁止されている収益事業の実施が可能となる。

これにより、法人側には、資金の確保がより容易になり、医業経営の安定化という利点がある。

また、行政側にも、救急医療やへき地医療、周産期医療など、特に地域で必要とされる公益性の高い医療について、その安定的な確保・充実を図ることができるという利点がある。

一般的な医療法人と社会医療法人の主な違い

	一般的な医療法人	社会医療法人
法人の要件	* 病院、医師若しくは歯科医師が常時勤務する診療所・病院又は介護老人保健施設を開設しようとする社団又は財団	* 医療法人のうち、救急医療、災害医療、へき地医療、周産期医療又は小児救急医療のいずれか 1 つ以上を実施し、かつ、公益法人等と同様に公的な運営が確保されているもの
診療報酬額	* 特段の制限なし	* 社会保険診療等に係る収入金額の合計額が、全収入金額の 8 割を超えること * 自費患者への請求金額は保険診療と同一基準により計算されること
役員構成	* 同族役員の制限なし	* 同族役員の制限（1/3 以下） * 同一団体関係者の制限（1/3 以下）
医療施設の規模等	* 特段の制限なし	* 救急医療等業務を行う病院等について、一定の構造設備、業務体制、業務実績を満たすこと
役員報酬の制限	* 特段の制限なし	* 役員及び評議員に対する報酬等の支給基準を明示 * 役員報酬が、不当に高額なものとならないこと
財産の保有	* 特段の制限なし	* 遊休財産（現金含む）の保有制限あり * 株式等の保有制限あり
収益業務の実施	* 不可	* 可
法人税率	* 30%	* 医業について非課税 （附帯・収益事業に対しては 22%）

平成 21 年 4 月 1 日認定予定の医療法人

平成 21 年 3 月 9 日（月）愛知県医療審議会医療法人部会が開催され、別記 3 件の医療法人に対し社会医療法人の認定を行って差し支えない旨、答申された。

これを受け、同年 4 月 1 日付けをもって愛知県知事から社会医療法人の認定を行い、同日より愛知県初の社会医療法人が誕生する予定である。

医療法人の名称	医療法人財団せせらぎ会
所在地	北設楽郡東栄町大字三輪字上栗 5 番地
代表者	夏目 忠
主たる医療機関名	東栄町国民健康保険東栄病院
医療区分	へき地医療

医療法人の名称	医療法人杏嶺会
所在地	一宮市奥町字下口西 89 番地 1
代表者	上林 弘和
主たる医療機関名	医療法人杏嶺会 一宮西病院
医療区分	救急医療

医療法人の名称	医療法人財団新和会
所在地	安城市住吉町 2 丁目 2 番 7 号
代表者	松本 隆利
主たる医療機関名	医療法人財団新和会 八千代病院
医療区分	救急医療